

東日本大震災による津波被災都市の復興計画の策定プロセスの研究



都市研究部 都市計画研究室 (室長) 木内 望
 住宅研究部 住宅計画研究室 (主任研究官) 米野 史健
 都市研究部 都市施設研究室 (主任研究官) 吉田 純土

(キーワード) 東日本大震災、復興まちづくり、計画策定プロセス

1. はじめに

東日本大震災の津波被災都市では、震災後5年を経て復興市街地が姿を現わしつつある。今回の災害復興は、被災面積が巨大なことや、復興場所の選択を要したこと、新たな津波対策と沿岸部の土地利用、被災者の居住確保などの課題が各々課題を抱えつつ絡み合ったことなどから、災害復興史上も類例のない巨大かつ複雑な事業である。この計画策定プロセスを、ケーススタディにより調査した。

2. 復興計画の検討・策定の流れ

ある被災都市における震災直後から4年間にわたる復興計画の検討・策定の流れの概略を、右下図に整理した。一般的な検討の流れは以下ようになる。

- ①海岸堤防の整備計画：L1津波からの防御を基本とした、海岸堤防(防潮堤)の県による検討と決定。
- ②多重防御⁽¹⁾の実現手法：L2津波・今次津波等を前提に、市街地の多重防御の手法と施設の具体的な位置・形態を、津波シミュレーション等により検討。
- ③移転住宅用地等の確保：多重防御で十分に防げない住居系市街地の移転先(高台/内陸)と規模を検討。
- ④復興市街地の整備計画：住民や地権者との協議と調整により復興市街地整備の具体的な事業手法⁽²⁾、基盤整備と土地利用の計画、手順を検討。
- ⑤復興公営住宅等の整備：復興市街地の内の復興公営住宅・公共建築部分の建築・外構等の整備計画を検討。

③移転住宅用地等の確保：多重防御で十分に防げない住居系市街地の移転先(高台/内陸)と規模を検討。

④復興市街地の整備計画：住民や地権者との協議と調整により復興市街地整備の具体的な事業手法⁽²⁾、基盤整備と土地利用の計画、手順を検討。

⑤復興公営住宅等の整備：復興市街地の内の復興公営住宅・公共建築部分の建築・外構等の整備計画を検討。

3. 計画の検討過程の特徴

上記の①～⑤の流れを前提とすれば、阪神・淡路大震災等の震災復興計画の検討と比較して、①～③の検

討・調整の段階が加わっている。また、①～④の各段階の検討結果は、次の段階の検討のための前提条件となるが、前段階の検討途中情報を得つつ後段階が早期に結論を得るために始められており、一方で、フィードバック等の過程を経る余裕は殆どなかった。

さらに、多重防御と移転住宅用地の確保等が優先的に検討され、通常の都市マスタープラン等の策定時に最初に検討される、都市構造のあり方や人口フレームの検討等は結果的に後送りされている。

4. おわりに

検討の結果については、国総研資料等にまとめて、今後、公表する予定である。

- (1)海岸堤防(防潮堤)を1線堤として整備、これを超える津波には道路の高盛りによる2線堤の整備や地盤の嵩上げ等を行い、これらにより防御できない住宅等を高台や内陸に造成した土地に移転し、従前地は災害危険区域に指定・非住宅系土地利用に転換。加えて、津波避難体制・施設を充実し、生命・財産の保護を多重的に図る手法。
- (2)土地区画整理事業及び、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業が都市部では主に適用が使われている。

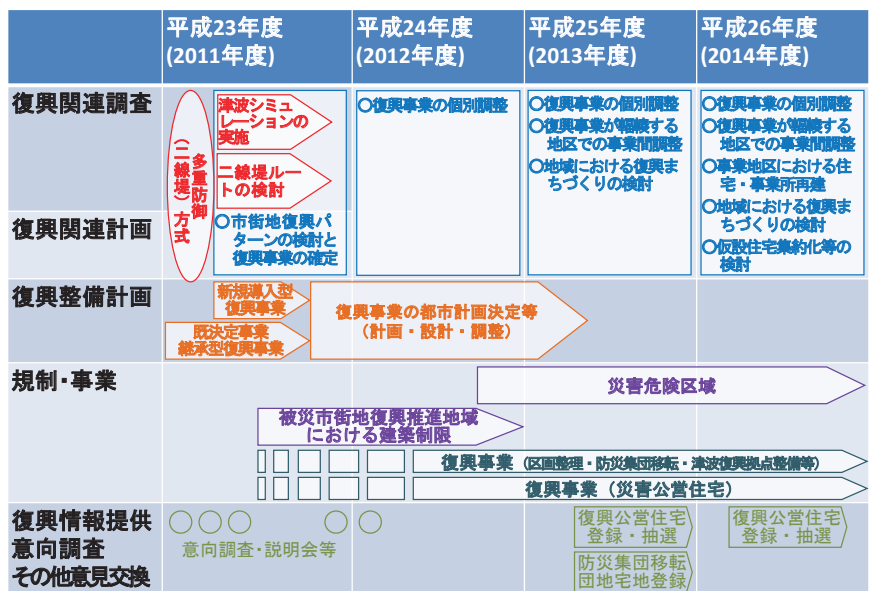


図 ケーススタディ都市での復興計画検討・策定の流れ